

給実甲第1380号

令和8年2月27日

人事院事務総長

人事院規則9—8—97附則第3条の規定に基づく号俸の調整について（通知）

人事院規則9—8—97（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）（以下「規則9—8—97」という。）附則第3条の規定に基づく令和8年4月1日（以下「適用日」という。）における号俸の調整については、下記に従って実施してください。

記

- 1 規則9—8—97附則第3条の人事院が定める採用試験は、次に掲げる採用試験とする。
 - 一 平成26年5月30日前に告知された国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））
 - 二 法務省専門職員（人間科学）採用試験のうち法務教官A（社会人）又は法務教官B（社会人）の区分試験
 - 三 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）のうち護衛官（社会人）の区分試験
 - 四 平成24年2月1日から令和7年11月30日までの間に告知された刑務官採用試験

五 入国警備官採用試験のうち警備官（社会人）の区分試験

六 令和２年１月１日以後に告知された海上保安学校学生採用試験

- 2 適用日前に国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）のうち事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）若しくは林業（社会人）の区分試験又は前項各号に掲げる採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者（以下「対象職員」という。）の適用日における号俸については、対象職員が新たに職員となった日に規則９―８―９ ７による改正前の人事院規則９―８（初任給、昇給、昇格等の基準）（以下「改正前の規則」という。）第１５条第１項（対象職員が新たに職員となった日が令和７年４月１日前である場合にあっては、人事院規則９―８―９ ４（人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則９―８第１５条第１項。以下この項において同じ。）中「１２月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（第２号又は第４号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、１８月）」とあるのは「１２月」と読み替えて改正前の規則第１５条第１項の規定を適用した場合に対象職員が新たに職員となった日に受けることとなる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が適用日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができるものとする。
- 3 対象職員のうち、適用日前における号俸の決定について個別に人事院又は事務総長の承認を得て決定された職員の適用日における号俸については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ事務総長の承認を得て決定することができるものとする。

- 4 規則 9—8—9 7 附則第 3 条に規定する「権衡上必要と認められる職員」の適用日における号俸については、あらかじめ事務総長の承認を得て決定することができるものとする。
- 5 第 2 項の規定による対象職員の号俸の決定については、調書等を作成し、その号俸の算出の過程等を明確にしておくものとする。

以 上